

# 5月は水防月間です

5月は水防月間です。雨の多くなる季節を前にハザードマップで自宅周辺の浸水予想を確認するなど、いつ来るかわからない水害に備えましょう。

## 浸水予想の確認方法

▽「青梅市民防災ハンドブック」：防災課、各市民センターでも配布しています。



▽電子版青梅市防災マップ：市ホームページ（記事ID：13355）から閲覧できます。



▽「ハザードマップめ組」：災害時に自治体が発令する避難情報をもとに、地図情報上に登録されている、土砂災害警戒区域とGPS機能による現在地を照らし合わせ、プッシュ通知



方法を確認しておきましょう。



で住民に危険をお知らせする防災情報の地図アプリです。2次元コード（図1）よりダウンロードできます。

事前の備え

▽避難場所、避難経路を事前に確認しておきましょう。

▽ハザードマップ上で近くの避難場所までの経路を確認してみましょう。

▽避難場所、親類や友人宅など避難先を事前に確認しておきましょう。

▽家族の安全確認の方法を決めておきましょう。

※災害発生時は連絡がつかなくなる可能性があります。事前に複数の連絡方法や安否確認

列で整理・確認するものです。

▽避難時の荷物は必要最低限にし、重要なものをもっていくようにしましょう。

▽貴重品、衣類、非常用食料などを準備しておきましょう。

台風などが近付いたら

◎情報を把握しましょう。テレビやラジオ、携帯電話等で雨量情報や土砂災害警戒情報、河川の状況等を確認しましょう。

☆河川の状態を直接現地

※「東京マイ・タイムライン」は、あらかじめ災害時の行動を時系



図1 ハザードマップめ組



図2 水防災総合情報システム 携帯電話用



図3 水防災総合情報システム スマートフォン用



で確認することは大変危険です。河川の状態

確認は、都建設局のホームページや「水防情報システム（図2、3）」で確認しましょう。

◎ご家庭でできる対策をしましょう

簡易水防工法の一例（左図参照）をまとめました。

緊急時の簡易的な対策ですので、完全に浸水を防ぐことはできませんが、被害の軽減につながります。

# 5月は消費者月間です

考えよう！大人になると  
できること、気を付けること  
こと、18歳から大人に  
「消費者保護基本法」  
の施行20周年を機に昭和  
63年から毎年5月を消費者  
者月間とし、国等では消費  
者問題に関する教育・啓  
発等の事業を集中的に行  
っています。令和4年  
4月1日から成年年齢は  
18歳になり、「18歳から  
大人」になります。大人  
になると、例えば住宅賃  
貸やクレジットカード等  
の契約を一人でできるよ  
うになると同時に、一度  
結んだ契約は簡単には取  
り消せなくなります。で  
きるが増える分、責  
任も生じるようになります。  
消費者トラブルに巻き

☆消費者パネル展  
日程 5月2日（月）～  
31日（火）

会場 市役所1階ロビー  
消費者相談室  
（市役所3階）  
消費生活相談員がアド  
バイスします。消費者問  
題でお困りのときは、ご  
相談ください。  
専用電話 ☎22・6000  
※月～金曜日（祝日・  
休日を除く） 午前10  
時～正午、午後1時～  
4時（第2・4火曜日は  
午後6時まで）

出前講座（講師派遣）  
悪質商法、投資詐欺等  
の特殊詐欺の被害を防  
ぎ、どう対処するか、市  
の消費生活相談員や都  
消費者啓発員が事例を交  
えて分かりやすくお話し  
します。自治会、PTA、  
老人会、各種団体等でお  
申し込みください。

出前講座（講師派遣）  
悪質商法、投資詐欺等  
の特殊詐欺の被害を防  
ぎ、どう対処するか、市  
の消費生活相談員や都  
消費者啓発員が事例を交  
えて分かりやすくお話し  
します。自治会、PTA、  
老人会、各種団体等でお  
申し込みください。

講演会・消費生活講座  
消費者向けの講演会、  
地産地消の料理教室、環  
境保護の講座など、消費  
者のニーズに合った講演  
や講座を行っています。  
参加者募集は、広報お  
うめ、市行政メール、市  
ホームページ等に掲載し  
ます。

事例紹介、事例集配布等  
広報おうめ毎月15日号  
掲載の「消費者相談室か  
ら」では、相談事例等の  
紹介や知っておきたい消  
費者情報などを掲載して  
います。  
また、年1回、相談事  
例集「くらしの相談ABC」  
を発行し、講座等で  
配布しています。  
問い合わせ 市民安全課  
市民相談係

出前寄席  
大学の落語研究会や消  
費者啓発ボランティアア  
グループなどが落語、漫才、  
コントにより、悪質商法  
の手口とその対応策、食  
生活や環境問題などを楽  
しみます。

18歳から大人に  
なること、気を付けること  
こと、18歳から大人に  
「消費者保護基本法」  
の施行20周年を機に昭和  
63年から毎年5月を消費  
者月間とし、国等では消費  
者問題に関する教育・啓  
発等の事業を集中的に行  
っています。令和4年  
4月1日から成年年齢は  
18歳になり、「18歳から  
大人」になります。大人  
になると、例えば住宅賃  
貸やクレジットカード等  
の契約を一人でできるよ  
うになると同時に、一度  
結んだ契約は簡単には取  
り消せなくなります。で  
きるが増える分、責  
任も生じるようになります。  
消費者トラブルに巻き

考えよう！大人になると  
できること、気を付けること  
こと、18歳から大人に  
「消費者保護基本法」  
の施行20周年を機に昭和  
63年から毎年5月を消費  
者月間とし、国等では消費  
者問題に関する教育・啓  
発等の事業を集中的に行  
っています。令和4年  
4月1日から成年年齢は  
18歳になり、「18歳から  
大人」になります。大人  
になると、例えば住宅賃  
貸やクレジットカード等  
の契約を一人でできるよ  
うになると同時に、一度  
結んだ契約は簡単には取  
り消せなくなります。で  
きるが増える分、責  
任も生じるようになります。  
消費者トラブルに巻き



# 5月は「赤十字運動月間」です

毎年5月は「赤十字運動月間」として、「赤十字会のご協力をいただきました。この資金は、国際救援活動や災害救護、医療、献血

しくお伝えします。各種団体等でお申し込みください。

DVDの貸し出し  
消費生活について学べるよう、衣食住、悪質商法撃退、環境問題、健康についてなど、消費者啓発用DVDを貸し出しています。

ホームページ <https://www.jrc.or.jp/chapter/tokyo/> をご覧ください。

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係

問い合わせ 福祉総務課 係